

障害者福祉のしおり



香芝市のマスコットキャラクター
「カッシー」

香芝市健康福祉部社会福祉課

令和7年8月

目 次

1.	身体障害者手帳	1
2.	療育手帳	2
3.	精神障害者保健福祉手帳	3
4.	医療制度	4
5.	税金	9
6.	公共料金・交通機関などの割引	13
7.	給付・手当	20
8.	障害福祉サービス	23
9.	地域社会・社会参加	29
10.	各種相談窓口	44
11.	香芝市ボランティアセンター	47

《身体障害者手帳》

身体障害者手帳は、身体に障害のある人が、身体障害者福祉法による各種の援護を受けるために必要な手帳です。

都道府県より指定を受けた医師が障害等級表に基づき診断し、奈良県が決定し交付します。

【手帳の対象となる障害】

障害程度は、１・２級（重度障害）～６級（一部７級）に区分されます。

- 視覚・聴覚
- 平衡機能
- 音声・言語・そしゃく機能
- 肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）
- 内部（心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸・免疫機能・肝機能）

【申請に必要なもの】

◎ すべての申請に共通して必要なもの

- ① 身体障害者手帳交付等申請書（社会福祉課 備付）
- ② マイナンバーカードまたは通知カードと写真付の身分証明書

※写真付ではない身分証明書の場合は２種類必要です

※15 歳未満の児童が手帳を取得する場合、本人（児童）のマイナンバーと保護者の身分証明書が必要です

◎ 申請内容に応じて必要なもの

○ 新規申請

- ① 身体障害者福祉法の指定を受けた医師の診断書・意見書（申請日から６ヶ月以内）
- ② 顔写真１枚（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ、上半身、１年以内に撮影したもの）

○ 再交付申請

（１）障害程度変更及び障害の追加

- ① 身体障害者福祉法の指定を受けた医師の診断書・意見書
- ② 顔写真１枚（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ、上半身、１年以内に撮影したもの）
- ③ 身体障害者手帳

（２）紛失または破損

- ① 身体障害者手帳（破損の場合）
- ② 顔写真１枚（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ、上半身、１年以内に撮影したもの）

【手帳の返還】

（１）死亡または障害の消失

- ① 身体障害者手帳

【住所または氏名の変更】

（１）市内転居または氏名

- ① 身体障害者手帳

（２）市外転居

転出先市町村において上記（１）と同じ手続き

《療育手帳》

療育手帳は、知的障害のある方が様々な援助を受けやすくするために交付される手帳です。

障害の程度は知能の発達、社会性、日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、A1（最重度）A2（重度）B1（中度）B2（軽度）に区分されます。

【判定機関】

①（１８歳未満の児童）高田こども家庭相談センター 大和高田市大中１７－６
TEL 0745-22-6079

②（１８歳以上の方）奈良県知的障害者更生相談所 磯城郡田原本町大字多７２２
TEL 0744-32-0210

※１８歳以上の方で療育手帳を初めて取得する場合は社会福祉課にご相談下さい。

【申請に必要なもの】

○ 新規申請

- ①療育手帳交付等申請書（社会福祉課 備付）
- ②顔写真１枚（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ、６か月以内に撮影したもの）

○ 再判定申請 交付された療育手帳に次回判定年月が記載されている方や障害程度が変わったりしたときは、再判定を受けてください。判定の予約はそれぞれの判定機関へ直接連絡を取ってください。

○ 再交付申請

（１）紛失、破損及び記録欄の余白なし

- ①療育手帳交付等申請書（社会福祉課に備付）
- ②療育手帳
- ③顔写真１枚（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ、６か月以内に撮影したもの）

【手帳の返還】

（１）死亡

- ①療育手帳交付等申請書（社会福祉課に備付）
- ②療育手帳

【住所または氏名の変更】

（１）市内転居または氏名

- ①療育手帳交付等申請書（社会福祉課に備付）
- ②療育手帳

（２）転出（香芝市を除く奈良県内）

- ①転出先市町村において上記の（１）と同じ手続き

《精神障害者保健福祉手帳》

手帳を取得することで各種サービスを受けることができるようになり、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的としています。

【対象者】

奈良県内に在住し、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活上での制約があり、初診日から6ヶ月以上の方が対象です。（知的障害者を除く）

【申請に必要なもの】

① 診断書による申請の場合

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・診断書（初診日から6ヶ月以上経過しており、精神障害者保健福祉手帳用様式のもの）（香芝市へ提出する3ヶ月以内の診断日であるもの）
- ・顔写真1枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
※特段の理由により希望しない場合は不要

② 障害年金証書（精神障害を事由とするもの）の写しによる申請の場合

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・障害年金証書の写し（または特別障害給付金資格者証の写し）
- ・直近の年金振込通知書の写し（または国庫金振込み通知書の写し）
- ・同意書（日本年金機構中央年金センター等へ照会するための同意書（様式あり）が必要です。）
- ・印鑑（シャチハタ以外）
- ・顔写真1枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
※特段の理由により希望しない場合は不要

※すべての申請においてマイナンバーカードまたは通知カードと写真付の身分証明書が必要です

（※）写真付ではない身分証明書の場合は2種類必要です

※更新の場合はそれぞれに既存の手帳の写しが必要です。

※住所・氏名に変更がある場合は変更届が必要です。

※破損・紛失等の場合は再交付申請が出来ます。

※写真を添付しない場合は一部サービスが受けられないことがあります。

【障害等級】

障害程度は重いほうから順に1級、2級、3級の区分です。精神疾患と日常生活や社会生活での障害の状態の両面から判定します。

【有効期間】

手帳の有効期間は2年です。更新される場合には手続きが必要になります。

更新手続きは有効期限の3ヶ月前からできます。

【判定機関】

奈良県精神保健福祉センター 桜井市栗殿 1000
TEL0744-47-2251

《医療制度》

1 心身障害者（児）医療費助成制度

【窓口】国保医療課

「心身障害者医療費受給資格証」を交付し、医療機関にかかった場合の医療費（保険診療）の自己負担分を助成します。

【対象者】

- ①身体障害者手帳 1級・2級の方
- ②療育手帳を所持している方

【助成内容】

- ①医療保険に係る自己負担金から定額一部負担金を除いた額

★定額一部負担金とは

薬剤費 負担金無

通 院 一医療機関 1ヶ月 500 円

入 院 1,000 円（14 日未満 500 円）

【申請に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 健康保険の資格確認書
- ③ 印鑑
- ④ 口座番号のわかるもの
- ⑤ マイナンバーカードまたは通知カードと写真付の身分証明書
(※)写真付ではない身分証明書の場合は2種類必要です
- ⑥ ご本人と扶養義務者の所得証明（当該年の1月1日以降に香芝市に転入された方のみ）

2 重度心身障害老人等医療費助成制度

【窓口】国保医療課

医療機関にかかった場合の医療費（保険診療）の自己負担分を助成します。

【対象者】

香芝市に住所を有する65歳以上の後期高齢者医療の被保険者のかたであって

- ①身体障害者手帳 1級・2級の方
- ②療育手帳を所持している方

【助成内容】

- ①医療保険に係る自己負担金から定額一部負担金を除いた額

★定額一部負担金とは

薬剤費 負担金無

通 院 一医療機関 1ヶ月 500 円

入 院 1,000 円（14 日未満 500 円）

【申請に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 後期高齢者医療資格確認書
- ③ 印鑑
- ④ マイナンバーカードまたは通知カードと写真付の身分証明書
(※)写真付ではない身分証明書の場合は2種類必要です
- ⑤ 口座番号のわかるもの
- ⑥ ご本人と扶養義務者の所得証明（当該年の1月1日以降に香芝市に

3 自立支援医療制度（精神通院）

【窓口】社会福祉課

精神障害者の通院医療費の軽減を図る制度です。原則として医療費の自己負担が医療費総額の1割になります。ただし、所得の少ない方やある程度の所得があっても継続的に相当額の医療負担が生じる「重度かつ継続」と認められた方には、1か月の支払いに上限をもうけた負担軽減があります。

【対象者】

精神疾患のため継続して通院医療が必要な人

【申請に必要なもの】

- ①自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（社会福祉課に備付）
- ②診断書（精神通院医療用）、精神科訪問看護に関する届出書（精神科訪問看護サービスを受ける方のみ）（社会福祉課に備付）
※継続申請の場合に限り、「治療の方針に変更が無い」場合は診断書の添付を2年に1回に省略する事が可能です。
- ③医療保険の資格情報が確認できるもの
※健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面が印字されたもの
国民健康保険加入者：同一世帯の加入者全員分
後期高齢者医療加入者：同一世帯の加入者全員分
社会保険加入者：受診者・被保険者分
- ④同意書（世帯員の市民税額・住民基本台帳を確認するためのもの）
- ⑤印鑑（シャチハタ以外）
- ⑥マイナンバーカードまたは通知カードと写真付の身分証明書（マイナンバーは同一保険加入者全員分）
- ⑦既存の自立支援医療受給者証（新規の場合は不要）

【有効期限】

有効期間は1年です。継続して自立支援医療を受けるためには、継続の申請をしていただく必要があります。継続して支給を希望される場合は、有効期間終了日の3か月前から更新手続きが可能です。（継続申請が遅れると、一旦有効期限が切れて、新規扱いとなりますのでご注意ください。）

【指定自立支援医療機関について】

- ・受給者証に記載されている「指定医療機関」以外では自立支援医療は受けられません。
- ・自立支援医療（精神通院）を受けることができるのは、自立支援医療（精神通院）指定医療機関の指定を受けた病院、診療所に通院する場合です。
- ・通院される病院・診療所の他に、治療内容、主医療機関の医療設備等に応じて薬局・訪問看護事業所・デイ（ナイト）ケア承認医療機関・検査医療機関もあらかじめ申請していただく必要があります。ただし、薬局・訪問看護事業所ともに先の指定を受けている店舗、事業所に限ります。

※住所・氏名・医療機関・保険証の種別が変わった場合は変更申請が必要です。

※他都道府県より新たに奈良県に転入された場合は新規扱いとなります。

4 自立支援医療制度（更生医療）

【窓口】社会福祉課

身体障害者が障害を軽減するために必要な医療を受ける場合、医療費自己負担額の一部を公費負担する制度です。

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上で、障害を軽減するために必要な治療や手術をする人

【申請に必要なもの】

- ① 自立支援費(更生医療)支給認定申請書
- ② 自立支援医療（更生医療）意見書 ※自立支援の指定医が作成
- ③ 同意書（世帯員の市民税額・住民基本台帳を確認するためのもの）
- ④ 医療保険の資格情報が確認できるもの
※健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面が印字されたもの
国民健康保険加入者：同一世帯の加入者全員分
後期高齢者医療加入者：同一世帯の加入者全員分
社会保険加入者：受診者・被保険者分
- ⑤ 印鑑
- ⑥ マイナンバーカードまたは通知カードと写真付の身分証明書（マイナンバーは同一保険加入者全員分）

【指定自立支援医療機関について】

- ・ 受給者証に記載されている「指定医療機関」で自立支援医療は受けられます。
- ・ 自立支援医療(更生医療)を受けることができるのは、指定医療機関の指定を受けた病院、薬局のみです。

5 自立支援医療制度（育成医療）

【窓口】社会福祉課

身体に障害のある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる場合に医療費の一部を公費負担する制度です。

【対象者】18歳未満の児童

【申請に必要なもの】

- ① 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
- ② 自立支援医療（育成医療）意見書 ※自立支援の指定医が作成
- ③ 同意書（世帯員の市民税額・住民基本台帳を確認するためのもの）
- ④ 医療保険の資格情報が確認できるもの
※健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面が印字されたもの
（受診者と同一医療保険に加入されている家族全員）
- ⑤ 印鑑
- ⑥ マイナンバーカードまたは通知カードと写真付の身分証明書（マイナンバーは同一保険加入者全員分）

【指定自立支援医療機関について】

- ・ 受給者証に記載されている「指定医療機関」で自立支援医療は受けられます。
- ・ 自立支援医療(育成医療)を受けることができるのは、指定医療機関の指定を受けた病院、薬局のみです。

6 精神障害者通院医療費助成制度

【窓口】社会福祉課

精神通院医療費の公費負担（自立支援医療）制度で自己負担した1割の医療費を一部助成する制度です。

【対象者】

- ①国民健康保険に加入している方
- ②社会保険に加入している方（社保の被扶養者の場合のみ、所得制限あり）
- ③後期高齢者医療制度の対象の方

※社会保険の被保険者（社保本人）の方は対象外です。

【内容】

- ①受診月毎に自己負担上限額以内で一旦自己負担した1割の医療費から500円を差し引いた額を助成します。
- ②概ね申請された月の翌月末頃に振込みします。

【申請に必要なもの】

- ①助成金交付申請書（社会福祉課に備付）
- ②領収書又は自己負担上限管理票
- ③医療保険の資格情報が確認できるもの
※健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面が印字されたもの
- ④振込先口座の分かるもの

7 限度額適用認定証

【窓口】国保医療課・全国健康保険協会等

入院及び外来等に係る一医療機関の窓口での支払いが月単位で一定の限度額にとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなる制度です。この取扱いを受けるためには、加入されている医療保険の保険者にあらかじめ申請を行い、保険者から発行される認定証を医療機関に提示する必要があります。

【申請に必要なもの】

- ・国民健康保険資格確認証または後期高齢者医療被保険者資格確認証
- ・世帯主及び対象者の印鑑（シャチハタ以外）
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと写真付の身分証明書（マイナンバーは世帯主及び対象者）
- ・別世帯の方が申請の来られる場合は、委任状

※限度額は所得区分によって異なります。

※その他の医療保険の場合は加入の健保組合・全国健康保険協会等にお問い合わせ下さい。

8 高額療養費制度

【窓口】国保医療課・全国健康保険協会等

入院及び外来等に係る一医療機関での同じ月内の支払いが、限度額を超えた場合に申請すると高額療養費として払い戻される制度です。

※その他の医療保険の場合は保険証をご確認の上、各加入の健保組合・全国健康保険協会等にお問い合わせ下さい。

9 後期高齢者医療の早期適用

【窓口】国保医療課

65歳以上で一定の障害があると認定された方は、後期高齢者医療の早期適用を受ける事が出来ます。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1～3級（4級の一部を含む）の方
- ・療育手帳A1・A2の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方
- ・国民年金法による障害基礎年金、障害年金又は老齢福祉年金の受給権者

※いずれも65歳から74歳までの方が対象です。

※後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要がありますので、国保医療課で申請手続きが必要です。

10 奈良県歯科診療

奈良県心身障害者歯科衛生診療所において心身障害者（児）の方の歯科医療の相談及び歯科診療を行います。

【対象者】

一般の歯科診療所では治療困難な心身障害者（児）

【診療日・時間】

毎週木曜日と隔週日曜日 午後1時～4時まで

【申込方法】

診療及び相談には、予約が必要です。直接、奈良県社会福祉総合センターへの申し込みをして下さい。

【所在地】

〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内
TEL 0744-29-0115

《税 金》

1 所得税控除

【窓口】葛城税務署又は勤務先給与担当課

内容	要 件	控除額
本人又は扶養者の課税所得からの障害者控除	・特別障害者 身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 1・A 2 精神障害者保健福祉手帳 1 級	1 人につき 40 万円
	・一般の障害者 身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 1・B 2 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	1 人につき 27 万円
	同居の特別障害者の配偶者控除、扶養控除の加算	1 人につき 75 万円

葛城税務署【所在地】大和高田市西町 1－15

【電話】 0745－22－2721

2 住民税控除

【窓口】課税課

内容	要 件	控除額
本人又は扶養者の課税所得からの障害者控除	・特別障害者 身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 1・A 2 精神障害者保健福祉手帳 1 級	30 万円
	・一般の障害者 身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 1・B 2 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	26 万円
	同居の特別障害者の配偶者控除、扶養控除の加算	23 万円

3 相続税控除

【窓口】葛城税務署

内容	要 件	控除額
相続税の障害者控除	相続により財産を取得したとき、相続人が障害者の場合は 85 歳に達するまでの年数により、税額から控除	1 年につき 10 万円 (特別障害者は 20 万円)

4 自動車税・軽自動車税・自動車取得税

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の自動車について、自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免制度があります。

【減免対象となる障害の区分】

障害の区分		障害の級別	
		障害者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転
視覚障害		1 級～4 級	1 級～4 級
聴覚障害		2 級・3 級	2 級・3 級
平衡機能障害		3 級	3 級
音声機能障害（無喉頭） （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		3 級	—
上肢不自由		1 級・2 級	1 級・2 級
下肢不自由		1 級～6 級	1 級～3 級
体幹不自由		1 級～3 級及び 5 級	1 級～3 級
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢機能	1 級・2 級	1 級・2 級
	移動機能	1 級～6 級	1 級～3 級
心臓機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級
じん臓機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級
呼吸器機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級
小腸の機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級
肝臓機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級
知的障害		療 育 手 帳 A1・A2	
精神障害		精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方で、 自立支援医療受給者証（精神通院）を受けている方。	

【減免対象となる自動車】

- ・ 専ら障害者本人が運転する自動車
- ・ 専ら当該障害者の用（通学・通院・通所・生業など）に供するため、当該障害者と生計を一にする者、もしくは当該障害者を常時介護する者が運転する自動車
※減税できる自動車は障害者の方一人について1台（軽自動車を含む）です
※減税できる自動車は自家用自動車に限ります（営業用自動車は減免できません）

【減免対象となる自動車の所有者（名義人）】

- ・ 身体障害者本人（18歳未満の場合は、身体障害者と生計を一にする者）
- ・ 知的障害者・精神障害者と生計を一にする者
※但し、自動車の所有者が障害者本人以外の場合は、所有者と障害者の生計同一証明書が必要

申請手続きについて

【申請窓口】

（減免申請以外の自動車に関する手続きを同時に行う場合は、受付の可否をあらかじめ各事務所等へご確認のうえ申請をお願いします。）

① 自動車税

- ・ 奈良県中南和県税事務所
橿原市常盤町605-5（橿原総合庁舎内）
TEL 0744-48-3007
- ・ 奈良県自動車税事務所 自動車税第1課
大和郡山市満願寺町60-1（郡山総合庁舎内）
TEL 0743-51-0081
- ・ 中南和県税事務所高田窓口センター
大和高田市片塩町12-5（大和高田市市民交流センター3階）
TEL 0745-51-8100

② 自動車税・自動車取得税

奈良県自動車税事務所 自動車税第2課
大和郡山市額田部北町981-8（（株）奈良県自動車会館内）
TEL 0743-57-0300

③ 軽自動車税

市役所課税課

【必要な書類】

- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）
- ・ 運転免許証（原本）
- ・ 自動車検査証
- ・ 生計同一証明書（障害者本人が運転する場合は不要）
又は常時介護証明書（障害者本人のみの単独世帯、もしくは世帯全員が障害者である場合に限る） ＊どちらとも有効期限1ヶ月
- ・ 自動車の所有者（名義人）のマイナンバーカードまたは通知カード

◎生計同一証明書の発行について（本人運転の場合不要）【申請窓口】社会福祉課
【必要な書類】

- ・身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）
- ・運転免許証（運転者のもの。写しでも可）
- ・自動車検査証（すでに車を使用している場合）
- ・印鑑（減免申請者の方の印鑑）
- ・次のいずれかの証明書
 - ① 通院証明書（病院で発行のもの）
 - ② 通学証明書（学校長発行のもの）
 - ③ 通所証明書（施設長の発行のもの）
 - ④ 通勤証明書（事業主発行のもの）
 - ⑤ 事業証明書（市町村長が発行する事業証明）
 - ⑥ 入所者の送迎証明（生計同一証明書下欄に施設長が証明したもの）

※申請にあたっては、自動車名と排気量を記載する箇所がございます。あらかじめ調べておいてください。

※生計同一者と障害者の方が同居していない場合は、健康保険証または所得税・住民税の扶養関係等により生計が同一であることが確認できるか、障害者の方がお住まいの民生委員発行の生計が同一である証明書が必要になります。

◎常時介護証明書の発行について【申請窓口】社会福祉課

- ・継続的（少なくとも1年以上の間）かつ、日常的（少なくとも週3日以上）に障害者のために自動車の運転を行っているか又は行う見込のある方
- ・障害者本人のみの単独世帯、もしくは世帯全員が障害者である場合に限る。

※減免については、毎年更新が必要です。

※詳しくは社会福祉課窓口でお尋ねください。

《公共料金・交通機関などの割引》

1 鉄道の割引（JR・近鉄など）

【窓口】JR・近鉄など

利用区分	種類	割引率	割引区間	備考
第1種障害者が介護者と共に利用する場合 （介護者同伴）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	全区間	小児の普通乗車券は割引されない場合があります
障害者が単独で利用する場合 （本人）	普通乗車券		片道100kmをこえて利用する場合に限る	
12歳未満の第2種の身体障害児・知的障害児の介護者	定期乗車券		全区間	

※お手持ちの手帳が以下の場合は利用できませんのでご注意ください

- ・旅客運賃割引区分の記載がない手帳
- ・有効期限が切れた手帳
- ・写真が貼付されていない手帳（鉄道会社によって異なりますので直接お問合せください）

2 奈良県内バスの割引（奈良交通）

【窓口】奈良交通

【対象者】①身体障害者手帳所持者

②療育手帳所持者

③第1種の手帳所持者の介護者（1名）

④精神障害者保健福祉手帳（写真のついた手帳を持つ方）

⑤精神障害者保健福祉手帳1級の介護者（1人）

【割引になる路線】

奈良交通の路線バスと定期観光バス及びエヌシーバスの路線バス

【内 容】手帳の提示により乗車券等が割引になります。

区 分	割引乗車券の種類	割引率
第1種障害者が介護者と共に乗車する場合 （本人及び介護者1人）	普通乗車券 回数乗車券 CI-CA	50%
	定期券	30%
障害者が単独で乗車する場合 （本人）	普通乗車券 回数乗車券 CI-CA	50%
	定期券	30%

※小児定期券、ひまわり回数券、ひまわり CI-CA については割引されません。

3 国内航空運賃の割引

【窓口】各航空会社

【対象者】満12歳以上の障害者手帳所持者及び介護者1名

- ①身体障害者手帳所持者
- ②療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳

【内 容】航空券販売窓口にて手帳の提示により航空運賃が割引になります。
割引額は、各航空会社（国内線）により異なります。
詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

4 有料道路通行料金の割引

【窓口】社会福祉課

【内 容】身体障害者手帳をお持ちの方が自ら乗用車を運転する場合及び重度の身体障害者及び知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合は、有料道路の一般料金が5割引となります。
身体障害者手帳または療育手帳に、自動車登録番号・割引有効期限等の証明を受け、料金支払い時にその証明印を提示してください。
登録できる自動車は障害者1人につき1台までです。

【対象者】①第1種障害者・・・障害者本人または介護者が運転する場合。
②第2種障害者・・・障害者本人が運転する場合。
療育手帳 B1・B2 所持者を除く。

（第1種障害者の記載）

有料道路割引 介 護

--

年 月 日まで有効

香芝市福祉事務所

（第2種障害者の記載）

有料道路割引

--

年 月 日まで有効

香芝市福祉事務所

【対象となる自動車】 ・ 本人又は親族などが所有する個人名義の自動車
（割賦購入等により所有権留保車の場合は、自動車検査証等の「使用者」欄に本人などの個人名が記載されていること）。
・ 営業用の自動車、タクシー、代車などは除く。

【手続に必要なもの】 ①身体障害者手帳又は療育手帳
②自動車検査証
③運転免許証（第2種障害者のみ・コピー可能）
ETC を利用する場合には加えて④⑤が必要です。
④ETC カード（原則として障害者本人名義）
⑤ETC セットアップ証明書

【その他】2年毎の更新が必要です。更新申請は、割引有効期限の2ヶ月前から行うことができます。上記の必要なものを持参の上、社会福祉課に更新手続にお越しください。

※ ETC 利用申請をされた方については、ETC 登録係から更新案内が届きます。

5 タクシー運賃の割引

【窓口】 県タクシー協会

【対象者】 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

【内 容】 タクシー協会に加入しているタクシーのみ、全国共通でタクシー運賃が1割引になります。タクシーに乗車の際に手帳を提示してください。

6 香芝市重度心身障害者（児）福祉タクシー 【窓口】 社会福祉課

【対象者】 ①身体障害者手帳の視覚、下肢、体幹、移動、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の個々の障害程度が1・2級または前掲の障害が3級以下でその他の障害を含めた障害の重複により総合1・2級の方。

②療育手帳 A1・A2 の認定を受けた方

【内 容】 重度心身障害者・児の生活の行動範囲の拡張と社会参加の促進のため香芝市福祉タクシー利用券を交付し、料金の一部を助成します。

【手続きに必要なもの】 ①身体障害者手帳または療育手帳

②印鑑(シャチハタ以外)

※利用できる福祉タクシーは契約業者に限ります。

7 NHK 放送受信料の減免

【窓口】 社会福祉課・NHK 営業サービス(株)奈良事業所

【内 容】 全額免除と半額免除があります。対象者は次のとおりです。

【対象者】 ①全額免除 1) 身体障害者手帳所持者の属する世帯員全員が市民税非課税の場合
2) 療育手帳所持者の属する世帯員全員が市民税非課税の場合
3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の属する世帯員全員が市民税非課税の場合

②半額免除 1) 1・2級の身体障害者手帳所持者（ただし視覚・聴覚障害者は3～6級の方も対象）で世帯主の場合
2) 療育手帳 A1・A2 の所持者で世帯主の場合
3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者で世帯主の場合

【手続きに必要なもの】

①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

②印鑑（シャチハタ以外）

③全額免除の申請の方は、①②以外に市民税非課税証明書

※ 非課税証明書については、本市で確認できる方については、同意書の提出により市で確認することも可能です。

8 電話番号の無料案内

【窓口】NTT ふれあい案内

【内 容】電話帳利用が困難な視覚・上肢等に障害のある方、知的障害及び精害障害のある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。

【対象者】①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方

- ・視覚障害 1～6 級
- ・肢体不自由（上肢、体幹） 1～2 級
- ・肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1～2 級

②療育手帳をお持ちの方
③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【手続き】①障害者手帳
②印鑑
③申請書（NTT 支店及び営業所に備付）※郵送も可

【問い合わせ先】NTT ふれあい案内 0120-104-174

9 携帯電話の障害者割引

【窓口】各携帯電話会社

【内 容】申請することにより基本使用料等の割引があります。
割引の有無・内容は各携帯電話会社によって異なります。

【対象者】①身体障害者手帳所持者
②療育手帳所持者
③精神障害者保健福祉手帳所持者

【手続き】各携帯電話会社へお問い合わせください。

10 市内自転車駐車場使用料の免除及び減額

【窓口】都市政策交通課

【内 容】市内9箇所に設置している自転車駐車場の一時使用料の全額免除または月ぎめ使用料の2分の1が減額されます。

（香芝市が設置）

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ・ 近鉄五位堂駅北自転車駐車場（瓦口2127 | TEL76-7118） |
| ・ JR香芝駅自転車駐車場（下田西一丁目1-3 | TEL77-6222） |
| ・ 近鉄下田駅地下自転車駐車場（下田西四丁目186-1 | TEL77-9390） |
| ・ 近鉄関屋駅自転車駐車場（関屋158-1 | TEL79-8504） |
| ・ JR志都美駅東自転車駐車場（上中190-8 | TEL71-0266） |
| ・ JR志都美駅西自転車駐車場（上中2010 | TEL71-6301） |

（財団法人自転車駐車場整備センターが設置）

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ・ 近鉄二上駅北自転車駐車場（穴虫1054 | TEL78-7252） |
| ・ 近鉄二上駅南自転車駐車場（穴虫12-1 | TEL78-7252） |
| ・ JR五位堂駅自転車駐車場（五位堂五丁目50-1 | TEL70-5837） |

【対象者】 次の障害者手帳を所持されている方

- ①身体障害者手帳所持者
- ②療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者

【手続き】 一時使用の方は、駐車場で障害者手帳を提示して下さい。
月ぎめ使用の方は、事前に申請が必要です。

1 1 駐車禁止規制の適用除外指定車標章の交付

【窓口】 香芝警察 交通課

【内 容】 障害者が自ら運転する車及び介護者が障害者を同乗させる車で、
駐車する場合に全国の公安委員会が駐車を禁止した場所及び
時間制限駐車区間での必要最小限の駐車を認め、生活の利便を図る
ため駐車禁止適用除外標章の交付を申請することができます。

※タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも利用できることから、
車両を所有していない方も標章の交付の申請ができます。

【対象者】

障害 の 区 分		障害 の 等 級
視 覚 障 害		1 級～3 級、4 級で種別が第 1 種
聴 覚 障 害		2 級～3 級
平 衡 機 能 障 害		3 級
上 肢 不 自 由		1 級及び2 級で種別が第 1 種
下 肢 不 自 由		1 級～4 級
体 幹 機 能 障 害		1 級～3 級
乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障害	上肢機能	1 級～2 級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く）
	移動機能	1 級～4 級
心 臓 機 能 障 害		1 級・3 級
じん臓機能障害		1 級・3 級
呼吸器機能障害		1 級・3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級・3 級
小 腸 機 能 障 害		1 級・3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～3 級
肝 臓 機 能 障 害		1 級～3 級
知 的 障 害		療育手帳 A1・A2
精 神 障 害		1 級

【手続きに必要なもの】

- ①身体障害者又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ②上記の手帳の写し（記載部分の全ての写しが必要）
- ③印鑑（申請者の印）

【香芝警察】 TEL 0745-71-0110 受付（平日 8：30～16：00）

1 2 奈良県おもいやり駐車場制度利用証の交付

【窓口】奈良県地域福祉課

【内 容】障害者や高齢者等を対象に、商業施設や公共施設に設けられている優先駐車区画の利用対象者であることを明確にするため、利用証の交付を行っています。当制度の駐車区画には、車いすの方に優先して利用いただける「車いす優先駐車区画」（他区画より広い幅の駐車区画）と車いすを使用していない配慮が必要な方に利用いただける「ゆずりあい駐車区画」（他区画と同じ幅であるが、出入り口に近い駐車区画）の２種類があり、利用証もそれぞれのものがあります。対象の駐車区画には、看板やステッカー等が掲示されています。利用証は、車外から見やすいように掲示します（ルームミラーに吊り下げる等）。また、奈良県内のみならず他府県の設置施設を利用する際にも、使うことができます。

※利用証の有効期限は５年間です。

※利用証は「奈良県おもいやり駐車場」の利用を保証するものではありません。台数が限られている場所で、満車の際には利用証を持っていても駐車できない場合もあります。

※この利用証は、道路交通法による駐車禁止区域に駐車できるようになるものではありませんので、ご注意ください。



【手続きに必要なもの】

- ① 申請書（奈良県のホームページよりダウンロードできます）
- ② 身体障害者又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し（記載部分の全ての写しが必要）
- ③ 代理人申請の場合、代理人の本人確認書類の写し（運転免許証等）
- ④ 郵送での申請の場合、返信用切手

【対象者】

障害の区分		ゆずりあい駐車区画	車いす優先駐車区画
視覚障害		４級以上	—
聴覚障害		３級以上	—
平衡機能障害		５級以上	—
上肢不自由		２級以上	—
下肢不自由		６級以上	２級以上
体幹機能障害		５級以上	２級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	２級以上	—
	移動機能	６級以上	２級以上
心臓機能障害		４級以上	—
じん臓機能障害		４級以上	—
呼吸器機能障害		４級以上	—
ぼうこう又は直腸の機能障害		４級以上	—
小腸機能障害		４級以上	—
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		４級以上	—
肝臓機能障害		４級以上	—
知的障害		療育手帳 A1・A2	—
精神障害		１級	—

※その他、妊産婦や要介護高齢者等も対象となります

【郵送での申請先】

〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部地域福祉課地域福祉推進係

TEL 0742-27-8503

13 かしば・屯鶴峯温泉

【総合福祉センター】

【内容】 障害者手帳をお持ちの方は、無料で入浴していただけます。

また、介護を必要とする香芝市民で障害者手帳をお持ちの方は、特別浴室もご利用いただける場合もございます。

ご利用については、社会福祉課までお問い合わせください。

【利用時間】 午前11時から午後8時（受付は午後7時30分まで）

【休館日】 木曜日・祝日（開館している祝日もあります。）
年末年始（お問い合わせください）

※手帳の代わりとなる無料使用証の発行を社会福祉課で行っています。

発行をご希望の方は、写真1枚（縦4cm×横3cm）を社会福祉課までお持ちください。

《給付・手当》

1 特別障害者手当

【窓口】社会福祉課

【対象者】精神または身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の在宅障害者に支給する手当です。

※次のいずれかに該当するときは手当を受給できません。

本人および配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合
施設に入所した場合
病院などに3カ月以上入院した場合

【給付内容】月額29,590円（令和7年4月1日時点）

【支給月】 5月（2・3・4月分） 8月（5・6・7月分）
11月（8・9・10月分） 2月（11・12・1月分）

【手続きに必要なもの】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 特別障害者手当認定請求書（社会福祉課に備付）
- ③ 特別障害者手当認定診断書（社会福祉課に備付）
- ④ 特別障害者手当所得状況届（社会福祉課に備付）
- ⑤ 同意書（世帯員の市民税額を確認するためのもの）
- ⑥ 年金証書等の写し
- ⑦ 振込先のわかるもの
- ⑧ 印鑑（シャチハタ以外）
- ⑨ 本人および配偶者、扶養義務者のマイナンバーカードまたは通知カード

2 障害児福祉手当

【窓口】社会福祉課

【対象者】精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に支給する手当です。

※次のいずれかに該当するときは手当を受給できません。

- ・ 本人および配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合
- ・ 施設に入所した場合
- ・ 障害を事由とする公的年金の給付を受けるようになった場合

【給付内容】月額16,100円（令和7年4月1日時点）

【支給月】 5月（2・3・4月分） 8月（5・6・7月分）
11月（8・9・10月分） 2月（11・12・1月分）

【手続きに必要なもの】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 障害児福祉手当認定請求書（社会福祉課に備付）
- ③ 障害児福祉手当認定診断書（社会福祉課に備付）
- ④ 障害児福祉手当所得状況届（社会福祉課に備付）
- ⑤ 同意書（世帯員の市民税額を確認するためのもの）
- ⑥ 振込先のわかるもの
- ⑦ 印鑑（シャチハタ以外）
- ⑧ 本人および配偶者、扶養義務者のマイナンバーカードまたは通知カード

3 特別児童扶養手当

【窓口】児童福祉課

【内 容】20歳未満の、身体または精神に重度又は中度以上の障害のある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）あるいは父母にかわってその児童を養育する（児童と同居し、監護し、生計を維持する）方に支給されます。

ただし、一定以上の所得がある方については、受給資格を認定されても手当は支給されません。

※次のいずれかに該当するときは受給資格がなくなります。

- ・児童が日本国内に住所がないとき
- ・児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき
- ・児童が「障害等級表」に該当する障害を有しなくなったとき
- ・児童が児童福祉施設に入所したとき（保育所、通園施設、肢体不自由児施設の母子入園を除く）
- ・父母または養育者（受給者）が、日本国内に住所がないとき
- ・受給者や児童が死亡したとき

【支給内容】①重度の障害児(1級) 月額56,800円（令和7年4月時点）

③中度の障害児(2級) 月額37,830円（令和7年4月時点）

【支給月】 4月（12・1・2・3月分） 8月（4・5・6・7月分）
12月（8・9・10・11月分）

（※12月期分は、支払い月が1ヶ月早くなり11月になります。）

【申請に必要なもの】

- ① 請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本（省略のないもの）
- ② 障害認定診断書（児童福祉課に備付）
※身体障害者手帳または療育手帳の写しで省略できる場合があります。
詳しくは児童福祉課へお問合せください。
- ③ 前年または前々年の所得証明書（扶養人数・税額の記載されたもの。配偶者または扶養義務者がいる場合も同様）※転入の方のみ必要
- ④ 振込先口座申出書（児童福祉課に備付）
- ⑤ 申請者およびその配偶者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーカードまたは通知カードと申請に来られる方の本人確認書類
- ⑥

4 児童扶養手当

【窓口】児童福祉課

【対象者】①父母が婚姻を解消（離婚等）した児童を監護している母、または看護し、かつ生計を同じくする父、あるいは母または父にかわってその児童を養育している世帯の主たる生計者

②父（母）が政令で定める程度の障害（概ね重度以上の障害）の状態にある児童を監護する母、または看護し、かつ生計を同じくする父、あるいは母または父にかわってその児童を養育している世帯の主たる生計者

【支給内容】

児童1人の場合 月額46,690円～11,010円（令和7年4月時点）
所得および児童の人数により支給金額がかわります

【支給月】 奇数月に2か月分

【受けられない場合】

- ① 対象者やその同居の家族の所得が一定額以上あるとき
- ② 児童が施設に入所しているとき
- ③ 児童が父の受けている公的年金の加算対象となっているとき
- ④ 対象者が障害年金、遺族年金、老齢年金などを受けることができるようになったとき

5 心身障害者扶養共済制度

【窓口】 社会福祉課

【内 容】 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

【保護者の要件】 障害のある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方。

- ① 香芝市に住所のある方。
- ② 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
- ③ 特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ④ 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

【障害のある方の範囲】

- ① 知的障害者（療育手帳所持者）
- ② 身体障害者手帳1級～3級の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方

【掛金月額】 掛金の口数は、上限2口までです。

加入するときの年齢	掛金月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

【支給年金】 加入者が死亡または重度の障害となった日の属する月から1口当たり月額2万円を支給します。

【弔 慰 金】 1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方がお亡くなりになられたときは、加入期間に応じて、加入者に弔慰金が支給されます。

【そ の 他】 掛金の免除、掛金の減免などがあります。

《障害福祉サービス》

1 障害福祉サービス利用までの流れ

【窓口】社会福祉課

1 申請

サービスの利用を希望する障害者（児）ご本人またはご家族は総合福祉センター社会福祉課で支給申請をしてください。

2 サービス等利用計画案の提出依頼

社会福祉課から支給決定を行うにあたって必要なサービス等利用計画案の提出依頼書が渡されますので、指定特定相談支援事業者に計画案の作成についてご相談し、契約してください。

3 認定調査（18歳以上のみ。）

申請後、市の職員または市から委託を受けた事業者が国の定めた心身の状況に関する80項目などについて聞き取り調査（認定調査）にうかがいます。

4 一次判定（18歳以上のみ。）

認定調査の結果を国の作成した判定ソフトで処理し、一次判定を行います。一次判定を行うとともに、介護給付を希望する障害者については主治医にご本人の心身の状況に関する意見書を求めます。

5 二次判定（介護給付を希望する場合。18歳以上のみ。）

障害者等に関する保健福祉の学識経験者等で構成された審査会により、一次判定の結果と主治医の意見書等の内容を確認し、二次判定を行います。

6 障害支援区分の認定（介護給付を希望する場合。18歳以上のみ。）

二次判定の結果に基づき、市が障害支援区分（1～6）に認定を行います。

7 サービス利用意向の聴取

市は、支給決定等を行うため、介護給付又は訓練等給付について、ご本人等のサービスの利用意向をお聴きします。

8 サービス等利用計画案の提出

依頼を受けた指定特定相談支援事業者等が障害者（児）の心身の状況や置かれている環境、サービスの利用意向等を踏まえて作成したサービス等利用計画案等を社会福祉課へ提出してください。

9 支給決定

市は、サービス等利用計画案の内容、障害支援区分、介護者の状況、サービスの利用意向等を勘案し、支給決定を行います。支給決定が行われたときは、受給者証を発行します。

10 サービス等利用計画の提出

指定特定相談支援事業者は、市が支給決定した内容に基づき、サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

1.1 サービス利用

サービス事業者と契約し、サービスを利用します。

1.2 モニタリング

サービス等利用計画が適切であるかについて、定期的に検証し、必要に応じて計画内容の変更等を行います。

2 障害福祉サービスを利用したときにかかる費用について

サービスを利用したときには、原則として費用の1割を支払っていただくことになります。ただし、費用の負担を軽減するために、所得に応じて下記の上限額が設定されます。

【利用者負担額の上限】

(平成22年4月1日より適用)

所得区分		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般1	市町村民税課税世帯 【障害者】 市民税所得割 16万未満 【障害児】 市民税所得割 28万未満 (20歳以上の施設等入所者を除く)	【障害者】 9,300円 【障害児】 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
一般2	市町村民税課税世帯(一般1の該当者を除く)	37,200円

※ただし低所得者が「療養介護」サービスを利用する場合は、本人の年収によりさらに区分を設定し、「福祉部分の負担上限月額」、「医療部分の負担上限月額」および「食費負担限度額」を医療型個別減免により決定します。

【世帯の範囲】

- ・ 18歳以上(施設に入所する18歳以上20歳未満を除く)の場合
障害者とその配偶者
- ・ 18歳未満(施設に入所する18歳以上20歳未満を含む)場合
保護者の属する住民基本台帳での世帯

(1) 訪問系サービス

サービスの名称	対象者	サービスの内容
---------	-----	---------

居宅介護	居宅における身体介護	食事・排せつ・入浴など・全面的又は部分的な支援を必要とする人 【 障害支援区分1以上 】	食事・排せつ・入浴などの身体面での介護を行います。
	通院等介助 （身体介護を伴う）	障害区分の認定調査項目において歩行・移乗・排尿・排便・移動のいずれか一つ以上に「できない」・「見守り等」・「一部介助」・「全介助」が認定されている人。 通院・官公署・指定相談支援事業所などに公的手続き又は障害福祉サービスの利用に支援を必要とする人 【 障害支援区分2以上 】	通院・官公署・指定相談支援事業所などに公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のための介助を行います。（身体介護を伴う場合になります。）ヘルパーが自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して30分程度以上の身体介護を行います。
	家事援助	買い物・調理・掃除・などの家事に全面的又は部分的な支援を必要とする人 【 障害支援区分1以上 】	買い物・調理・掃除・などの家事を支援します。
	通院介助 （身体介護を伴わない）	障害支援区分が1以上で通院・官公署・指定相談支援事業所などに公的手続き又は障害福祉サービスの利用に支援を必要とする人 【 障害支援区分1以上 】	通院・官公署・指定相談支援事業所などに公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のための介助を行います。（身体介護を伴わない場合になります。）
	通院等乗降介助	障害支援区分が1以上で通院・官公署・指定相談支援事業所などに公的手続き又は障害福祉サービスの利用に支援を必要とする人 【 障害支援区分1以上 】	通院・官公署・指定相談支援事業所などに公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のための介助についてヘルパーが自ら運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助、又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者及び知的障害者または精神障害者であって常時介護を要する障害のある人。二肢以上に麻痺等があり、障害程度の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること 【 障害支援区分4以上 】	在宅における入浴・排せつ・食事などの介護および外出における移動中の介護を行います。
行動援護		知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する人 【 障害支援区分3以上で、障害支援区	外出時における移動中の介護を行います。

	分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が１０点以上】	
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人 【 障害支援区分６ 】	食事・排せつ・入浴・移動および家事全般の支援をします。
同行援護	視覚障害者により、移動に著しい困難を有する障害者。同行援護アセスメント調査票により判定。	外出時において当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者が外出する際の必要な援助を行う。

(２)日中活動系サービス

サービスの名称	対 象 者	サービスの内容
生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人 【 障害支援区分３以上 】 【 ５０歳以上は区分２以上 】	日中における食事、排せつ等の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した者あるいは学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体に障害のある人	理学療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練などを行います。
自立訓練（生活訓練）	入所施設・病院を退所・退院した者あるいは学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的に障害のある人・精神に障害のある人	食事や家族等の日常生活能力を向上するための支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障害のある人	事業所における作業や企業における実習および適正にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援（Ａ型）	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時、６５歳未満の人）	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している者などであって、就労の機関等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。 （雇用契約は結びません）
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を要する人。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で、障害支援区分6以上の方。筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で、障害支援区分が5以上の方	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

（３）居住系サービス

サービスの名称	対 象 者	サービスの内容
共同生活援助 （グループホーム）	生活介護や就労又は就労継続支援等の 日中活動を利用している知的・精神に 障害のある人	夜間や休日において共同生活を行う 住居で、入浴、排せつ、食事の介護 等の援助または相談や日常生活上の 援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人。 【 障害支援区分4以上 】 【 50歳以上は区分3以上 】	夜間や休日における入浴、排せつ、 食事の介護等を行います。

（４）その他サービス

サービスの名称	対 象 者	サービスの内容
短期入所 （ショートステイ）	身体・知的・精神に障害のある人。 【 障害支援区分1以上 】	自宅で介護する人が病気の場合など に、短期的、夜間も含め施設で、食 事、排せつ等の介護等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、一般就労に 移行した障害のある人であって、就労を継 続している期間が6ヶ月を経過した人。	就労移行支援等を利用し、一般企業 などに就労した人に、一定期間、企 業や関係機関等との連絡調整を行いま す。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を退 所して1人暮らしを希望している人や単 身で暮らしている、もしくは同居家族等が 障害や疾病等により支援が見込めない人。	障害者支援施設やグループホーム等 から1人暮らしに移行した人に、一 定期間、定期的な巡回訪問や必要な 助言、連絡調整等を行います。
就労選択支援 R7年10月1日から	就労移行支援又は就労継続支援を利用す る意向を有する者及び現に就労移行支援 又は就労継続支援を利用している者。	就労先、働き方についてより良い選 択ができるよう、就労アセスメント の手法を活用して、本人の希望、就 労能力や適性等に合った選択を支援 する。

（５）障害児通所支援

①児童発達支援

障害児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

②医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。また、医療型児童発達支援のうち医療に係るものを肢体不自由児通所医療として提供します。

③放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障害者等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して発達支援を行います。

⑤保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児につき、施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑥福祉型障害児入所施設

障害児施設に入所する子どもに、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。

⑦医療型障害児入所施設

障害児施設に入所する子どもに、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、治療を行います。

《地域生活・社会参加》

1 移動支援事業

【窓口】社会福祉課

【内 容】屋外での移動が困難な障害者（児）について外出のための支援で、地域における自立生活及び社会参加を支援することを目的としています。ただし通勤、営業などの経済活動には利用できません。

【対象者】対象者は2つに分けて決定しています。（利用料金がことなります）

①Ⅰ型 療育手帳 B1・B2の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方

②Ⅱ型 身体障害者手帳の1・2級の視覚障害の方、身体障害者手帳（肢体不自由）1・2級の方で両下肢機能障害又は全身性障害の方、療育手帳 A1・A2の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

【手続に必要なもの】①身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

【利用者負担】費用額の1割の負担

利用時間	費用の額	
	Ⅰ 型	Ⅱ 型
0. 5時間	800	1,500
1. 0時間	1,500	3,000
1. 5時間	2,250	4,500
2. 0時間	2,950	5,300
2. 5時間	3,650	6,100
3. 0時間	4,350	6,900
3. 5時間	5,050	7,700
4. 0時間	5,750	8,500
4. 5時間	6,450	9,300
5. 0時間	7,150	10,100
5. 5時間	7,850	10,900
6. 0時間	8,550	11,700
6. 5時間	9,250	12,500
7. 0時間	9,950	13,300
7. 5時間	10,650	14,100
8. 0時間	11,350	14,900

2 日中一時支援事業

【窓口】社会福祉課

【内 容】障害者（児）を一時的に預かることにより日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練の実施や介護している家族の一時的な休息及び家族の就労支援を目的としています。

※ 区分については申請時の聞き取り内容により決定されます。

【対象者】身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

【手続に必要なもの】①身体障害者手帳または療育手帳

【利用者負担】費用額の1割の負担

時間数	区分3	区分2	区分1	遷延性意識障害者（児）	重症心身障害者（児）
4時間未満	1,770円	1,590円	940円	3,380円	4,860円
4時間以上 8時間未満	3,550円	3,180円	1,880円	6,760円	9,720円
8時間以上 12時間未満	5,320円	4,770円	2,820円	10,140円	14,570円

加算額	食事（1回につき）	420円
	送迎（片道につき）	540円
	入浴（1回につき）	420円

3 訪問入浴サービス

【窓口】社会福祉課

【対象者】65歳未満の身体障害者手帳2級以上をお持ちの方

【内容】身体障害者（児）の身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

【手続に必要なもの】①身体障害者手帳

【利用者負担】費用額の1割の負担

4 身体障害者自動車運転免許取得費補助金

【窓口】社会福祉課

【対象者】身体障害者手帳（肢体不自由・聴覚）をお持ちの方

【内容】普通自動車運転免許を取得した障害者に対し、当該取得に要した費用について、予算の範囲内において補助することにより、身体障害者の社会的および経済的活動を容易にし、もって障害者の福祉の増進に資することを目的としています。

【手続に必要なもの】①身体障害者手帳

②印鑑（シャチハタ以外）

③免許書の写し

④教習費の納入を証する書類

5 身体障害者用自動車改造費助成金

【窓口】社会福祉課

【内 容】身体障害者が住み慣れた地域社会のなかで自立し、社会に参加できるようにするため、身体障害者が取得した自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的としています。

【対象者】身体障害者手帳（１・２級の肢体不自由）をお持ちの方

【手続に必要なもの】①身体障害者手帳

②印鑑（シャチハタ以外）

③改造を行う業者の見積書

④課税証明（当該年の１月１日以降に香芝市に転入された方のみ）

6 補装具の購入・修理事業

【窓口】社会福祉課

【内 容】

身体障害者（児）に対して、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具の購入又は修理に要した費用を支給します。補装具は、種類や支給を受ける人の年齢に応じて、それぞれ耐用年数が決められており、再支給は、原則として耐用年数を過ぎた方に限ります。

また、介護保険認定者については、介護保険制度が優先されます。

【対象者】身体障害者手帳の交付を受けた方

【利用者負担】

原則、１割の負担となります。ただし基準額を超える分の費用については、利用者本人にその差額を負担していただきます。また、所得に応じて月額負担上限額が決められています。

世帯区分	世帯の収入状況		月額負担上限
生活保護	生活保護受給世帯		０円
低所得１	市町村民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が８０万円以下の人		０円
低所得２	市町村民税非課税世帯で低所得１に該当しない人		０円
一般	市町村民税課税世帯であって、世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が次の区分に該当する世帯	460,000 円未満	37,200 円
一定所得以上		460,000 円以上	交付対象外 障害児は支給対象

【手続に必要なもの】

①身体障害者手帳

②印鑑（シャチハタ以外）

③見積書

【対象用具】

① 視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ

② 聴覚障害 補聴器

③ 肢体不自由 義肢、装具、座位保持装置、歩行器、歩行補助杖、車いす、電動車いす

④ 呼吸器・心臓機能障害 車いす、電動車いす

7 車いすの貸出

【窓口】社会福祉協議会

【内 容】在宅で、通院や買い物等に車いすを必要とする方に一時的に貸出をしています。

【対象者】一時的に車いすを必要とされる方（但し、介護保険制度、障害福祉サービスでご利用できる方を除く）

【手続きに必要なもの】申込者の住所確認ができるもの
（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

8 福祉自動車の貸出

【窓口】社会福祉協議会

【内 容】一般の自動車での乗降が困難な方の外出支援のために貸出をしています。

【対象者】①車いすを使用しなければ外出が困難な方

②身体的な状況によって、一般の自動車の乗り降りが困難な方

【手続きに必要なもの】①身体障害者手帳、介護保険証等

②申込者の住所確認ができるもの（マイナンバーカード、
運転免許証、健康保険証等）

③運転者の運転免許証

9 福祉用具購入費の貸付

【窓口】社会福祉協議会

【内 容】日常生活に必要な高額福祉用具を購入するために必要な経費の貸付をしています。（一定の審査が必要）

【対象者】障害者手帳（身体・知的・精神）をお持ちの方

10 障害者用自動車購入費の貸付

【窓口】社会福祉協議会

【内 容】障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を一つにする者が、専らその障害者の日常生活の便宜を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費の貸付をしています。（一定の審査が必要）

【対象者】障害者手帳（身体・知的・精神）をお持ちの方

1 1 意思疎通支援者の派遣

【窓口】社会福祉課

【内 容】

聴覚障害などのあるかたのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っております。

【利用例】

- ・ 公的機関などでの相談手続や医療機関で受診するとき
- ・ 各種行事などへ参加するとき
- ・ 聴覚障害などのあるかたが参加することを見込むイベントを主催するとき

【対象者】

- ・ 聴覚、音声及び言語機能障害などのため、コミュニケーションをとることが困難な方またはその家族、団体
- ・ 聴覚、音声及び言語機能障害のかたなどに対して、コミュニケーションの手段として手話通訳または要約筆記を必要とする個人または団体
- ・ 不特定多数のかたが参加する催しを開催するときに、聴覚、音声及び言語機能障害のかたなどの参加を見込む公共機関及び団体

※一部派遣できない場合があります。詳しくはお問合せください。

1 2 日常生活用具の給付

【窓口】社会福祉課

【内 容】

在宅の障害者の日常生活を容易にするため、次のような種目の日常生活用具を給付しています。

（頭部保護帽・つえ・点字器・人工咽頭・ストーマ装具については在宅の方に限りません。）介護保険認定者については、介護保険制度が優先されます。

【対象者】

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

【手続に必要なもの】

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②印鑑（シャチハタ以外）
- ③見積書
- ④課税証明書（当該年の1月1日以降に香芝市に転入された方のみ）

【利用者負担】

原則、1割の負担となります。ただし基準額を超える分の費用については、利用者本人にその差額を負担していただきます。また所得に応じて、月額負担上限額が決められています。

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24,600円
一般	市町村民税課税世帯の人	37,200円

【用具一覧】

種目	品目	性能	対象者	限度額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の者。	154,000 円	8 年
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等により汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹に係る障害程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。）で原則として3歳以上の者とする。	19,600 円	5 年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者・児又は介護者が容易に使用できるもの	下肢又は体幹に係る障害程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。）で原則として学齢児以上の者とする。	67,000 円	5 年
	入浴担架	障害者・児を担架に乗せたままリフト装置により入浴できるもの	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の者（入浴に介護を要する者に限る。）で原則として3歳以上の者とする。	82,400 円	5 年
	体位変換器	介護者が障害者・児の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の者（下着交換等に介護を要する者に限る。）で原則として学齢児以上の者とする。	15,000 円	5 年
	移動用リフト	介護者が身体障害者・児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型や設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の者で原則として3歳以上の者とする。	159,000 円	4 年
	訓練いす	テーブルが付属されたもの	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の身体障害児で原則として3歳以上のものとする。	33,100 円	5 年
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の者で原則として学齢児以上の者とする。	159,200 円	8 年

種目	品目	性能	対象者	限度額	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持等を補助し、障害者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹に係る障害がある者で、入浴に介護を要する者（原則として3歳以上の者とする。）	90,000 円	8 年
	便器	障害者・児が容易に使用できるもので、手すりを付けることができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の者で原則として学齢児以上の者とする。	9,850 円	8 年
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの。 A ストック・革を主材料に製作 B ストック・革、プラスチックを主材料に製作	平衡機能又は下肢若しくは体幹に障害がある者で、立位又は歩行が不安定でよく転倒する者又は重度の知的障害があり、てんかん発作等による転倒を繰り返す者	A 15,200 円 B 36,750 円	3 年
	つえ	T字型又は棒状で、歩行機能を補完するもの	平衡機能、下肢又は体幹に障害のある者で、つえの使用により歩行機能が補完される者（原則として学齢児以上の者とする。）	4,460 円	3 年
	移動・移乗支援用具	障害者・児の身体状況を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等が可能となる手すり、スロープ等。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	平衡機能、下肢又は体幹に障害がある者で、家庭内の移動に介護を必要とする者（原則として3歳以上の者とする。）	60,000 円	8 年
	特殊便器	足踏みペダル等で温水及び温風を出し得るもの及び保護者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢に係る障害程度が1級又は2級の者及び重度の知的障害があるもの（原則として学齢児以上の者とする。）	151,200 円	8 年
	火災警報機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光によって屋外にも火災の発生を知らせることができるもの	身体の障害程度が1級又は2級の者又は重度の知的障害がある者（火災の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	15,500 円	8 年

自立生活支援用具	自動消火器	室内の温度の異常上昇又は炎を感知し、自動的に消火液を噴射することで初期火災を消火できるもの	身体の障害程度が１級又は２級の者又は重度の知的障害がある者（火災の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	28,700 円	8 年
	電磁調理器	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用できるもの	視覚に係る障害程度が１級又は２級の者又は重度の知的障害がある者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	障害者・児が容易に使用できるもの	視覚に係る障害程度が１級又は２級の者（原則として学齢児以上の者とする。）	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	音声を視覚、触覚等により認識できるもの	聴覚に係る障害程度が１級又は２級の者（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	じん臓に係る障害程度が１級又は３級の者（自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者）で原則として３歳以上のものとする。	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	障害者・児が容易に使用できるもの	呼吸器に係る障害程度が３級以上の者又は同程度の障害がある者（原則として学齢児以上の者とする。）	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器	障害者・児が容易に使用できるもの	呼吸器に係る障害程度が３級以上の者又は同程度の障害がある者（原則として学齢児以上の者とする。）	56,400 円	5 年
	酸素ポンプ運搬車	障害者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000 円	10 年
	視覚障害者用体温計（音声式）	障害者・児が容易に使用できるもの	視覚に係る障害程度が１級又は２級の視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。（原則として学齢児以上の者とする。）	9,000 円	5 年

	視覚 障害者用体 重計	障害者が容易に使用できるもの	視覚に係る障害程度が1級又は2級の者で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。	18,000 円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	難病患者で、人工呼吸器の装着が必要な者	157,500 円	5 年
種目	品目	性能	対象者	限度額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者・児が容易に使用できるもの	音声、言語又は肢体の機能に障害があり、発生及び発語が著しく困難な者(原則として学齢児以上の者とする。)	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	情報機器(パソコン)を使用するにあたり、障害者・児が容易に使用できる周辺機器	上肢又は視覚に係る障害程度が1級又は2級の者(原則として学齢児以上の者とする。)	100,000 円	5 年
	点字ディスプレイ	コンピュータ画面の情報を点字等により示すことができるもの	視覚に係る障害程度が1級又は2級の者で、かつ、聴覚に係る障害程度が2級の者(日常生活上、必要と認められる者に限る。)	383,500 円	6 年
	点字器	点筆を用いて点字を打つもの	視覚に係る障害程度が1級又は2級の者(原則として学齢児以上の者とする。)	標準型 10,400 円	7 年
				携帯型 7,200 円	5 年
	点字タイプライター	障害者・児が容易に使用できるもの	視覚に係る障害程度が1級又は2級の者で就労又は就学している者(就労が見込まれる者を含む。)	63,100 円	5 年

	視覚 障害者用ポ ータブルレ コーダー	音声等により操作ボタンを知覚し、 又は認識でき、かつ、DAISY 方式に より録音し、及び記録された図書の 再生が可能な製品であって、視覚障 害者・児が容易に使用し得るもの	視覚に係る障害程度が 1 級又 は 2 級の者（原則として学齢児 以上の者とする。）	89,800 円	6 年
	視覚 障害者用活 字文書 読上げ装置	文字情報と同一紙面に記載された当 該文字情報を暗号化した情報を読み 取り、音声信号に変換して出力する 機能を有するもの	視覚に係る障害程度が 1 級又 は 2 級の者（原則として学齢児 以上の者とする。）	115,000 円	6 年

種目	品目	性能	対象者	限度額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	視覚 障害者用拡 大読書器	画像入力装置を読みたいものの上に 置くことで拡大された画像及び文字 をモニターに映し出せるもの	視覚に障害がある者で、読書器 により文字等を読むことが可 能になる者（原則として学齢児 以上の者とする。）	198,000 円	8 年
	視覚 障害者用時 計	障害者が容易に使用できるもの	視覚に係る障害程度が 1 級又 は 2 級の者（音声式時計は手指 の触感に障害等があり触読の 困難な者に限る。）	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	10 年
	聴覚 障害者用通 信装置	一般の電話器に接続できるもので、 文字等による通信が可能な機器であ って障害者・児が容易に使用できる のもの	聴覚又は発声及び発語に著し い障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等のために本装 置が必要と認められる者（原則 として学齢児以上の者とする。）	71,000 円	5 年
	聴覚 障害者用情 報受信 装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害 者・児用番組並びにテレビ番組に字 幕及び手話通訳の映像を合成したも のを画面に出力する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障害者向け緊急情 報等を受信するもの	聴覚に障害がある者で、本装置 によりテレビの視聴が可能に なる者	88,900 円	6 年

	人工喉頭	音声機能を補完するもの	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者	笛式 5,000 円 (気管カニューレ付きの場合は、3,100 円増しとする。)	4 年
				電動式 70,100 円	5 年
排せつ管理支援用具	ストーマ装具	蓄便袋	腹部に人工肛門を造設した者	8,600 円	—
		蓄尿袋	腹部に人工膀胱を造設した者	11,300 円	—
種目	品目	性能	対象者	限度額	耐用年数
排せつ管理支援用具	紙おむつ等	紙おむつ、サラン、ガーゼ脱脂綿、洗腸用具	①から③のいずれかに該当する者 ①ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらん等によりストーマ用装具の使用が困難な者 ②高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある者 ③脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿又は排便の意思表示が困難な者	12,000 円	—
	収尿器	排尿機能を補完するもの	排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする者	1 男性用 普通型 7,700 円 簡易型 5,700 円 2 女性用 普通型 8,500 円 簡易型 5,500 円	1 年

1 3 住宅改修費給付事業

【窓口】社会福祉課

【内 容】日常生活を営むのに著しく支障のある、在宅の重度の身体障害者等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の一部を給付する制度です。

【対象者】下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害（学齢に達しない児童を除く）であって障害程度等級３級以上の方。対象者１人につき１回に限る。

【対象箇所】

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止及び移動円滑化等のための床材の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器取替え

【助成額】限度額２０万円。１割の負担。

【手続に必要なもの】

- ①住宅改修費給付申請書（社会福祉課に備付）
- ②同意書（世帯員の市民税額・住民基本台帳を確認するためのもの）
- ③身体障害者手帳
- ④印鑑（シャチハタ以外）
- ⑤見積書
- ⑥改修前の写真
- ⑦図面

- ① 既に改造に着手または完了したものは対象になりません。
 - ② 介護保険の対象になっている方は、介護福祉課に相談してください。

1 4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【窓口】社会福祉課

【内 容】小児慢性特定疾病児童等に日常生活用具の購入する費用を給付しています。

【対象者】市内に居住しており、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方。

【手続に必要なもの】

- ①小児慢性特定疾病医療受給者証
- ②印鑑（シャチハタ以外）
- ③見積書
- ④課税証明書（当該年の1月1日以降に香芝市に転入された方のみ）

【利用者負担】利用者負担は、その属する世帯の生計中心者の所得税年税額で決まります。

種目	性能	対象者	基準額	耐用年数
便器	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	常時介護を要する者	4,810 円	8 年
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者	21,170 円	5 年
特殊便器	足踏ペダルにて温水温風出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	上肢機能に障害のある者	163,300 円	8 年
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者	166,320 円	8 年
歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 (1) 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	下肢が不自由な者	64,800 円	8 年

入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴に介助を要する者	97,200 円	8 年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	自力で排尿できない者	72,360 円	5 年
体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にある者	16,200 円	5 年
車椅子	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	下肢が不自由な者	76,030 円	5 年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	13,130 円	3 年
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸機能に障害のある者	60,910 円	5 年
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	体温調節が著しく難しい者	20,000 円	5 年
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	40,820 円	—
ネブライザー（吸入器）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸機能に障害のある者	38,880 円	5 年
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な者	170,100 円	5 年
ストーマ装具（消化器系）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	111,460 円	—
ストーマ装具（尿路系）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	146,450 円	—

人工鼻	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	126,360 円	—
-----	-----------------------------	---------------------	-----------	---

紫外線カットクリーム、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）及び人工鼻については、年額とする。

《各種相談窓口》

○奈良県身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所

18 歳以上の身体障害者を対象として、精神科医師・知的障害者福祉司・心理判定員などの職員が、市町村など関係機関と連携をとって心身障害者の更正相談や専門的立場から医学的・心理学的・職能的判定、補装具の処方・適合判定、自立支援医療（更正医療）の要否等、その他必要な相談指導を行っています。

【所在地】磯城郡田原本町大字多 722

奈良県心身障害者リハビリテーションセンター内

【TEL】0744-32-0210

【FAX】0744-32-0650

○高田こども家庭相談センター

18 歳未満の児童の福祉に関するあらゆる問題について、医師・児童福祉司・心理判定員・保健師などが、児童福祉法に基づく施設入所・診断・判定、その他必要な相談指導にあたっています。また、障害児施設の申請手続きも行います。

【所在地】大和高田市大中 17-6

【TEL】0745-22-6079

【FAX】0745-23-5527

○中和保健所（健康増進課）

精神保健福祉相談をはじめ、健康づくり、難病、感染症対策等、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士が赤ちゃんからお年よりに至るまでの相談に応じ、必要な指導援助を行っています。

【所在地】橿原市常盤町 605-5

【TEL】0744-48-3036

【FAX】0744-47-2315

○ハローワーク大和高田（大和高田公共職業安定所）

専門の職員が障害者の就職相談に応じ、障害状況、適性、希望などに基づき、職業障害等を行っています。

【所在地】大和高田市池田 574-6

【TEL】0745-52-5801

【FAX】0745-23-2703

○なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ

働くことを希望している、また今働いている障害者に対して、職業生活における自立を図るために、関係機関と連携して就業及びこれに伴う日常生活上の相談や支援を行います。

※相談受付時間 月～金 午前 9 時～午後 5 時（土日祝休み）

【所在地】橿原市今井町 2-9-19 今井長屋 1

【TEL・FAX】0744-23-7176

○奈良障害者職業センター

ハローワークと連携して、就職に向けての相談、職業能力の評価、職業準備支援などの就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供します。

【所在地】奈良市四条大路 4 丁目 2-4

【TEL】0742-34-5335

【FAX】0742-34-1899

香芝市委託相談支援事業者

区分	名称	所在地	連絡先	FAX
身体	身体障害者療護施設どんぐり	香芝市上中 1263-26	0745-78-5543	0745-78-6182
知的	生活支援センターShake「しぇ〜く」	磯壁 1 丁目 1057-3 ホ・ホビル2F	0745-51-7100	0745-51-7101
精神	なっつ	大和高田市磯野北町 1-2	0745-23-7214	0745-23-8082
児童	香芝市社会福祉協議会「ひまわり園」	香芝市逢坂 1 丁目 374-1	0745-76-7107	0745-79-5858

奈良県立特別支援学校

区分	名称	所在地	連絡先	FAX
視覚	盲学校	大和郡山市丹後庄町 222-1	0743-56-3171	0743-56-9148
聴覚	ろう学校	大和郡山市丹後庄町 456	0743-56-2921	0743-56-8833
肢 体 不自由	奈良養護学校	奈良市七条町 135	0742-34-2671	0742-33-9459
	奈良養護学校 整肢園分校	奈良市雑司町 406-1	0742-23-6887	0742-27-7290
	明日香養護学校	高市郡明日香村川原 410	0744-54-3380	0744-54-2396
知的 障害	奈良東養護学校（知的障害者教育部門）	奈良市七条 2 丁目 670	0742-44-0112	0742-44-5681
	大淀養護学校	吉野郡大淀町下淵 414-1	0747-52-7655	0747-52-8620
	二階堂養護学校	天理市庵治町 358-1	0743-64-3081	0743-64-2962
	高等養護学校	磯城郡田原本町宮森 34-1	0744-33-2626	0744-32-7289
	西和養護学校	北葛城郡上牧町下牧 1010	0745-73-2111	0745-32-9877
	奈良西養護学校	奈良市帝塚山西 2-1-1	0742-45-1421	0742-45-1427
病弱	奈良東養護学校（病弱教育部門）	奈良市七条 2 丁目 670	0742-44-0112	0742-44-5681

社会保険相談窓口

	名称	所在地	連絡先	FAX
1	日本年金機構（大和高田）	大和高田市幸町 5-11	0745-22-3531	0745-22-8638
2	奈良年金相談センター	奈良市大宮町 4-281	0742-36-6514	-

【その他 相談窓口】

地域権利擁護事業

	名称	所在地	連絡先	FAX
--	----	-----	-----	-----

1	香芝市社会福祉協議会	香芝市逢坂 1 丁目 374-1	0745-76-7107	0745-76-7104
---	------------	------------------	--------------	--------------

高次脳機能障害相談

	名称	所在地	連絡先	FAX
1	奈良県高次脳機能障害支援センター	田原本町多 722 (奈良県総合リハビリテーションセンター内)	0744-32-0205	0744-32-0205

発達障害相談

	名称	所在地	連絡先	FAX
1	奈良県発達障害者支援センター「でいあ〜」	田原本町多 722	0744-32-8760	0744-32-8761

重症心身障害児者相談

	名称	所在地	連絡先	FAX
1	奈良県重症心身障害児者支援センター	田原本町多 722	080-7042-9539	

香芝市総合福祉センター内

健康福祉部 社会福祉課

〒639-0251

香芝市逢坂一丁目 374 番地 1

電話 0745-79-7151

FAX 0745-79-7532

E-mail syakai@city.kashiba.lg.jp

窓口受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
※土・日・祝・年末年始を除く